

年次学術集会における不正発表防止規程

第1章 二重発表

(定義)

第1条 既に発表あるいは演題登録中の抄録と実質的に同じ内容の発表のことをいう。ただし、以下は除外する。

- (1) 特殊発表（講演、シンポジウム、パネル、ワークショップなど）。
- (2) 他言語での発表。
- (3) 学術集会会長が再周知の価値があると考えた発表。

(対策)

第2条 初回発表であることを応募時に自己申告する。

- 2 続報の場合は、前回発表の学会名と第何報か自己申告する。
- 3 再周知の価値があると発表者が考える場合は、二重発表である旨を抄録内に明記する。
- 4 演題の採否は学術集会会長が判断する。

第2章 抄録内容と異なる発表

(定義)

第4条 抄録の内容と大きく異なる発表のことをいう。

(対策)

第5条 演題募集時に、抄録の内容と大きく異なる発表は認めないことを明示する。

第3章 その他の倫理上問題のある発表

(定義)

第7条 利益相反の開示、個人情報の取扱い、研究倫理などについて、重大な問題や虚偽のある発表のことをいう。

(対策)

第8条 演題募集時に募集要項内等に倫理上問題のある発表に関する罰則等について明示する。

第4章 罰則 その他

(罰則)

第9条 本規程に反する演題登録あるいは発表があった場合、以下とする。

- (1) 演題取り下げ扱いとする。

- (2) 日本集中治療医学会雑誌、学会ホームページ等に公表することがある。
- (3) 発表者および共同発表者の当学会年次学術集会での発表を一定期間停止することがある。
- (4) 罰則規定が別に定められている場合は、それに従う。

(改廃)

第 10 条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この細則は、2018 年 9 月 27 日より施行する。

この改定は、2021 年 2 月 11 日から施行する。